

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除き、草津栗東行政事務組合の公印の種類、保管、使用等について必要な事項を定めるものとする。

(種類および名称等)

第2条 公印の名称、書体、寸法、個数、用途および保管者は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

(管理)

第3条 公印の管理に関する事務は、事務局長が総括する。

2 保管者は、公印を慎重に取扱い、使用しない場合は、堅固な容器に納めて施錠しなければならない。

3 公印の保管者は、公印取扱責任者を定め、その職務を補助させることができる。

(使用手続)

第4条 公印は、押印を必要とする文書に決裁を終えた回議書または証拠書類（以下「回議書等」という。）を添えて保管者または公印取扱責任者（以下「保管者等」という。）に提示し、承認後押印しなければならない。

2 公印の保管者等は、前項の規定により提示された文書を回議書等と照合審査し、相当と認めるときは、公印使用簿（別記様式第1号）に必要な事項を記入させうえ、公印を使用させるものとする。

3 押印については、次条に規定する場合を除き、朱肉を用いなければならない。

4 公印は、保管者等が定置する場所において使用するものとする。ただし、やむを得ず定置する場所において使用することができないときは、保管者等の許可を得た場合は、この限りでない。

5 公印の使用については、原則として勤務時間内とし、勤務時間外および勤務を要しない日にあつては、あらかじめ保管者等の許可を得たうえで使用するものとする。

(公印の印刷)

第5条 公印は、特に必要があるときは、押印を必要とする文書にその印影（その縮小したものを含む。以下同じ。）を印刷することができる。この場合においては、前条第1項の規定を準用する。

2 印刷に使用した印影の原板（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によるものを含む。）は、直ちに廃棄または印影部分を抹消するとともに、公印の印影を印刷した文書は、厳重に保管しなければならない。

ならない。

3 公印を改刻したとき、既に改刻前の印影を印刷している文書については、必要があると認められる場合は、管理者が別に定める期間、引き続き使用できるものとする。

(新調、改刻、廃止等)

第6条 公印の新調、改刻および廃止(以下「新調等」という。)に関する事務は、保管者の要求により事務局長が取り扱うものとする。

2 公印の新調等をするとき、管理者は、速やかに当該公印の名称、印影、用途および使用の開始または廃止の期日その他必要な事項を告示するものとする。

(廃止した公印の保存および廃棄)

第7条 公印を廃止したときは、保管者は、事務局長に当該公印を引き継がなければならない。

2 事務局長は、前項の規定により引継ぎを受けた公印を、廃止の日から起算して次の区分により保存しなければならない。

(1) 管理者印 永年

(2) その他の公印 3年

3 前項に規定する保存期間を経過した公印は、切断または焼却等適切な方法で、廃棄処分に行わなければならない。

(公印台帳)

第8条 事務局長は、草津栗東行政事務組合公印台帳(別記様式第2号)を備え、すべての公印について異動事項を記載しておかななければならない。

(事故届)

第9条 保管者は、保管する公印について盗難、紛失等の事故があったときは、直ちに管理者に届けなければならない。

(調査等)

第10条 事務局長は、公印の保管、使用等必要な事項について調査することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

庁印

名称	ひな形 番号	公印番 号	書体	寸法 (mm)	個数	用途	保管者
草津栗東行政事務組 合印	1	1	隸書	方24	1	組合名に係る公文書 用	総括

職印

名称	ひな形 番号	公印番 号	書体	寸法 (mm)	個数	用途	保管者
草津栗東行政事務組 合管理者之印	2	2	隸書	方 2 1	1	管理者名で発する一 般公文書用	総括
草津栗東行政事務組 合副管理者之印	3	3	隸書	方 2 1	1	副管理者名で発する 一般公文書用	総括
草津栗東行政事務組 合会計管理者之印	4	4	隸書	方 2 1	1	会計管理者名で発す る一般公文書用	会計管理者
草津栗東行政事務組 合管理者職務代理者 之印	5	5	隸書	方 2 1	1	管理者職務代理者名 で発する一般公文書 用	総括
草津栗東行政事務組 合事務局長之印	6	6	隸書	方 2 1	1	事務局長名で発する 一般公文書用	総括

別表第 2 (第 2 条関係)

(1)

組 行 草
合 政 津
事 栗
印 務 東

(2)

管 政 草
理 事 津
者 務 栗
之 組 東
印 合 行

(3)

理 組 行 草
者 合 政 津
之 副 事 栗
印 管 務 東

(4)

管 組 行 草
理 合 政 津
者 会 事 栗
之 印 計 務 東

(5)

代 管 政 草
理 理 事 津
者 者 務 栗
之 職 組 東
印 務 合 行

(6)

局 組 行 草
長 合 政 津
之 事 事 栗
印 務 務 東

